

令和3年10月1日

中 学 校 長 殿
関 係 卓 球 ク ラ ブ 長 殿

茨 城 県 卓 球 連 盟
会 長 川 田 進
(公 印 省 略)

令和3年度 東京選手権大会カデットの部(中学2年以下)茨城県大会開催について

仲秋の候、ますますご健勝のことと存じます。日ごろより本連盟の活動につきましてご協力をいただいておりますこと、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、下記のように開催することとなりましたので、ご配慮の程よろしくお願いいたします。

記

- 1 主 催 茨 城 県 卓 球 連 盟
 - 2 主 管 茨 城 県 卓 球 連 盟 ・ カ デ ッ ト 部
 - 3 後 援 日 本 卓 球 株 式 会 社
 - 4 期 日 令 和 3 年 1 1 月 2 3 日 (火 ・ 祝)
 - 5 会 場 下 館 総 合 体 育 館 0296-28-5040
8:00 開 場 8:40 開 会 行 事 9:00 試 合 開 始
 - 6 競 技 種 目 男 女 シ ン グ ル ス
 - 7 競 技 方 法
 - ・ 予 選 リ ー グ ・ 決 勝 ト ー ナ メ ン ト 方 式 で 行 う。
(ベ ス ト 4 決 定 後 , 代 表 決 定 戦 は リ ー グ で 行 う 。)
 - ・ 現 行 の 日 本 卓 球 ル ー ル で 行 う。
 - ・ タイムアウトは、決勝トーナメントから適用する。
 - ・ 日 本 卓 球 協 会 公 認 球 40mm (ニ ッ タ ク ・ ホ ワ イ ト)
 - 8 参 加 資 格
 - ・ 該 当 種 目 の 年 齢 (中 学 2 年 生 以 下) で 有 る 事 。
 - ・ 日 本 卓 球 協 会 及 び 本 連 盟 に 登 録 済 の 者。
(今 年 度 の 日 本 卓 球 協 会 登 録 ゼ ッ ケ ン を 購 入 し た 者)
 - ・ 令 和 2 年 度 茨 城 県 中 学 校 新 人 体 育 大 会 個 人 戦 出 場 者
 - ・ 令 和 3 年 度 茨 城 県 中 学 校 総 合 体 育 大 会 個 人 戦 出 場 者
 - ※ ダ ブ ル ス で の 参 加 も 認 め る。

[小学生の参加]・令和3年度茨城県カデット大会(シングルス)に参加予定だった選手
※ 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 拡 大 の 影 響 に よ り , 今 年 度 県 カ デ ッ ト , 県 新 人 戦 が 中 止 の た め , 今 大 会 に 限 り , 参 加 資 格 を 上 記 の よ う に す る 。
 - 9 参 加 料 一 人 500 円 (当 日)
 - 10 東 京 選 手 権 大 会 (カ デ ッ ト の 部) に つ い て ・ ・ 令 和 4 年 3 月 1 9 日 , 2 0 日
会 場 : 東 京 体 育 館
住 所 : 東 京 都 渋 谷 区 千 駄 ヶ 谷 1 - 7 - 1 1 TEL : 0 3 - 5 4 7 4 - 2 1 1 1
- ※ 茨 城 県 の 代 表 枠 は 男 女 と も 2 名 に な り ま す 。
※ 東 京 選 手 権 大 会 参 加 の 旅 費 は , 各 市 町 村 又 は 各 学 校 ・ 各 自 負 担 に な り ま す 。 よ ろ し く お 願 い いた し ま す ・
- 11 申 し 込 み
 - ・ 期 日 1 0 月 2 9 日 (金) 必 着 (※ 参 加 者 確 認 名 簿 の メ ー ル も 同 日 締 切)
 - ・ 申 込 先 [中 学 生] 大 会 申 し 込 み は 郵 送 , 参 加 者 確 認 名 簿 は メ ー ル で 各 地 区 委 員 長 まで 願 い いた し ま す 。
[小 学 生] 大 会 申 し 込 み は , ホ ー プ ス 部 代 表 が 一 括 し て 行 い ま す 。 参 加 者 確 認 名 簿 は メ ー ル で ホ ー プ ス 部 代 表 まで 願 い いた し ま す 。
 - 12 組 み 合 わ せ 会 議 1 1 月 1 4 日 (日) 牛 久 市 立 ひ た ち 野 う し く 中 学 校
 - 13 そ の 他
 - ・ 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 予 防 対 策 と し て , 会 場 に 入 る こ と が で き る の は , 事 前 に 提 出 いた だ いた 参 加 者 確 認 名 簿 に 名 前 が 有 る 方 の み (選 手 1 名 に つ き , 大 人 2 名 まで) と さ せ て いた だ き ま す 。
(カ デ ッ ト 部 ・ ホ ー プ ス 部 と も に メ ー ル で の 提 出 に ご 協 力 お 願 い いた し ま す 。)
 - ・ 大 会 中 の 事 故 に つ い て は , 主 催 者 は 応 急 処 置 の み 行 い , そ れ 以 上 の 処 置 に つ い て は 個 人 ま た は 団 体 の 責 任 と し ま す 。